

健康保険組合 保養（宿泊費用）補助金のご案内

補助対象者：被保険者（本人）、被扶養者（家族・小学生以上）

補助金額：被保険者（本人）一泊あたり4,000円

被扶養者（家族・小学生以上）一泊あたり2,000円

※ザ グランリゾートのホテル以外は年度内（4月1日～3月31日）2泊までとします。
ザ グランリゾートのホテルは宿泊回数の制限はありません、ただし連泊は2泊までといたします。

《宿泊補助申請の手続き・方法》

○ザ グランリゾートのホテルに宿泊の場合

「宿泊費用補助請求書」に必要事項を記入し、ザ グランリゾートホテルの「社員用予約カード」、「宿泊の領収書」の原本を添えて健康保険組合に提出してください。

※社員グループ等でご利用の場合、請求責任者（利用代表者）への補助金の一括支給はできません、また現金での支給もできません。

○ザ グランリゾートのホテル以外に宿泊の場合

1、旅行会社【JTB、日本旅行】を利用

旅行のプランができましたら健保組合にある各旅行会社専用の用紙に必要事項を記入し健保組合で証明印を押印してもらってから各旅行会社に提出されますと、旅行会社の請求額から健保補助の金額が差し引かれます。

※各旅行会社の用紙は健保組合まで連絡いただければお送りいたします。

※旅行会社に料金を支払う前に、必ず手続きが必要です。旅行後の補助はできません。

2、海外旅行の場合

旅行会社の指定はありません。「海外宿泊費用補助請求書」に必要事項を記入のうえ、「旅行会社の領収書、宿泊の領収書」、「パスポートの本人確認ができるページ、入国・出国のコピー」を健保組合に提出してください。

なお、宿泊補助金の支給は申請月の翌月に被保険者の給与口座に振込いたします（JTB・日本旅行・海外旅行の利用を除く）。社員グループ等でご利用の場合、請求責任者（利用代表者）への一括振込はできません、現金での支給もできません。